ご当地ナンバー・図柄ナンバープレートの制度等について

ご当地ナンバーとは

自動車のナンバープレートの地域名の表示は、原則、自動車を使用している地域を管轄する運輸支局や自動車検査登録事務所ごとに定められており、安城市を管轄する西三河自動車検査登録事務所の管内は「三河」ナンバーとなっています。

これに関し、国土交通省が平成１８年から開始したのが「ご当地ナンバー」制度です。これは、自動車のナンバーを地域振興や観光振興にも活用するため、一定の要件を満たす場合、地域の要望に応じて新たな地名を追加できるようにしたもので、愛知県内ではこれまでに「一宮」「春日井」「岡崎」「豊田」の４つのご当地ナンバーが導入されています。

国土交通省は、本年４月、新たに「ご当地ナンバー」及び「図柄ナンバープレート（地方版）」の募集を開始しました。今回の募集では、単独市町村での「ご当地ナンバー」の導入要件である登録自動車の台数基準が、これまでの「１０万台超」から「７万台超」へと緩和され、本市も単独でご当地ナンバーの導入が可能となりました。

ご当地ナンバーが導入されると

ご当地ナンバーが導入されると、使用の本拠の位置（車検証に記載されている車を実際に管理・運行する拠点）が安城市内として新規登録、移転登録、変更登録等により**ナンバープレートを変更する全ての自動車のナンバーが「安城」表示になり、「三河」ナンバーを選択することはできなくなります**。

ただし、ご当地ナンバーの導入時点で登録されている自動車については、登録事項に変更等がなければ引き続き「三河」ナンバーで乗り続けることが出来ます。このような場合でも、希望により「安城」ナンバーに切り替えることはできます（再交付手数料が必要です）。

なお、今回の募集でご当地ナンバーが導入された場合、交付開始は令和１１年５月頃からとなる予定です。

【ご当地ナンバー導入に伴うナンバープレート発行への影響例】



図柄ナンバープレート（地方版）とは

地域の特色を踏まえたフルカラーの図柄入りナンバープレートを交付することができるもので、ご当地ナンバーを導入する場合は、あわせて導入する必要があります。

図柄ナンバーの対象となるのは、登録自動車（自家用及び事業者用）や軽自動車（自家用）で、**希望者のみに交付**されるもので、強制ではありません。図柄入りのナンバープレートを希望しない方は、既存の無地のナンバープレート（「安城」ナンバープレート）を選択することも出来ます。

※二輪自動車、軽自動車（事業用、レンタカー等）は、図柄ナンバープレートの交付対象外です。

「安城」ナンバーを導入する場合は、安城市独自で図柄を設定することができます。具体的な図柄は、「安城」ナンバーの導入の決定後、複数の案を作成し、それについて市民の皆様の意向を踏まえて決定します。

・図柄ナンバープレート（地方版）の例



（出典：国土交通省ホームページ）

図柄ナンバープレートの交付手数料

図柄ナンバープレートの交付手数料は、通常のナンバープレートの交付手数料（中板２枚で１，９８０円）とは異なります。安城市で図柄ナンバープレートを導入した場合の金額は未定ですが、現在、愛知県内ですでに導入している地域の金額は、**９，６００円**で、同額となる予定です。

また、**交付手数料のほか、１，０００円以上の寄付が必要です。**

お問合せ先

安城市企画部企画政策課企画政策係

電話　0566-71-2204（直通）　FAX　0566-76-1112